

則に基づく報告によると令和6年7月末時点の速報値で33件（内、横断中の
人との事故が14件、路上横臥中の人との事故が6件）あり、死亡事故の6割
が21時から6時の間に発生しています。

「事業用自動車総合安全プラン2025」において、タクシーについては令
和7年度までに死者数25人以下とした目標を既に超えており、非常に憂慮す
べき事態となっております。

改めて、歩行者等を早めに発見するため、夜間は昼間よりも速度を落として
走行するとともに前照灯の上向き・下向きの切り替えをこまめに行うこと、見
通しの悪い交差点では徐行や停止すること等、対歩行者の事故防止について会
員事業者に周知徹底し、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願いしま
す。

(2) 交差点左折時は、横断歩道手前で一時停止と安全確認

～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～

(配信日：R6.6.28)

○ 特別重要調査対象事故

・大型トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故

(令和3年12月16日発生 徳島県小松島市)

※報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000647.html

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

(3) 貸切バスにおける実技指導の具体例の解説動画を作成しました。

(配信日：R6.4.5)

国土交通省では、貸切バスの安全性向上のための取組の一環として、貸切
バスにおける実技指導の具体例を解説する動画を作成いたしました。

本動画では、長い下り坂のある道路、高速道路、隘路、市街地など、それ
ぞれの場所の特性に応じた運転の指導方法を解説しておりますので、ぜひご
活用いただければ幸いです。

(国土交通省 YouTube チャンネル)

<https://www.youtube.com/watch?v=4uVEFeARSBA>

また、貸切バスの安全性向上のための取組については、以下の国土交通省

Web ページでもご案内しておりますので、こちらもぜひご覧ください。

(国土交通省 Web ページ)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

(4) 車内事故防止啓発動画を公開

(配信日 : R6. 3. 15)

乗合バスにおける事故のうち、約3割は車内事故によるものとされております。

国土交通省では、事業用自動車総合安全プラン 2025 において、令和7年に車内事故を 85 件以下とする目標を掲げておりますが、乗客、一般ドライバー、バス運転者といった方々に対する適切な行動の啓発のために、バス車内事故の危険性を分かりやすく紹介する動画を作成いたしましたので、以下のリンクからぜひご覧ください。

(国交省 HP リンク)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000161.html

(5) プロドライバーの飲酒運転防止、健康管理・労務管理の向上による事故防止セミナーの資料を公開

(配信日 : R6. 3. 1)

国土交通省では、運送事業者等の今後の事故防止対策の参考となるよう「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催してきました。

本年度につきましては、健康起因事故防止のための取組や過労運転防止のための取組に加えて、未だ発生する飲酒運転事故対策についても、有識者、関係企業及び国土交通省より紹介を行いました。

2月17日に開催しました本セミナーの資料を公開しておりますので、次の URL よりぜひご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health/r5_seminar.html

(6) 貸切バスの安全性向上のための制度改正の解説動画を作成しました。

(配信日 : R6. 1. 26)

きちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:30)

*** 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

